

会 議 の 概 要

1 会 議 名	宝塚市立公民館指定管理者選定委員会
2 開 催 日 時	令和5年7月25日(水) 13時30分～17時00分
3 開 催 場 所	宝塚市役所第2庁舎 会議室B
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	■西本委員 ■赤尾委員 ■種村委員 ■越智委員 ■新里委員 ■有賀委員 ■岡田委員
5 傍 聴 者 数	不可
6 公 開 の 可 否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
7 会 議 次 第	1 開会 2 議事 (1) 審査の進め方について (2) プレゼンテーション (3) 候補者の選定 (4) 答申(案)について 3 その他 4 閉会

第3回宝塚市立公民館指定管理者選定委員会 議事要旨

1 開会

7名の委員の内、7名が出席されており、本委員会が成立していること及び本委員会は非公開としていることを報告。

2 議事

(1) 審査の進め方について

① プレゼンテーション 20分

(パソコンの準備及び資料の配布に要する時間は持ち時間に含めない)

② 質疑応答 20分

前回の書類審査時にいただいた質疑については、別紙のとおり回答をまとめており、追加の質疑については、この時間にさせていただくよう依頼。

③ 意見交換後、採点を実施

(委員)

事前に質疑していた和解金について、これは重大な事態だと思うため、質疑時間の際に質問したいと考えている。2022年12月の新聞では、川崎市民ミュージアムの学芸員が雇止めされたことによる訴訟についての掲載があった。和解金を支払っているようで、こういった事業者を選定して良いのかと感じている。

(委員)

前回質問した趣旨としては、人的なものなのかどうかを知りたかった。契約社員なのかインターネットなどで分かるのか。

(委員)

学芸員という専門職員で雇用形態は契約社員となる。何年か働くと、継続雇用というルールがある中、解雇されたので、学芸員が訴えたよう。

(委員)

前回質疑した労働条件について、労働規約が提出されると思っていたが、この回答では不誠実だと感じる。他の自治体でもここは問題となることが多い。

(事務局)

申請者が応募の際に、欠格事項に該当しない旨の誓約書を提出いただいている。また、本社での事案のため、本日来られる申請者へ問うのは難しいと感じる。ただ、社会的信用にも関わるため、プレゼンテーションにて質疑いただき、受け答えの様子を見て、判断いただきたい。また、プレゼンテーションが開始される前に事務局から、誓約書の内容に誤りがないか確認を実施する。

(委員)

労働規定をいただくことは可能か。

(事務局)

プレゼンテーションまで少し時間があるため、申請者へ確認を実施する。

⇒申請者の手元資料として準備

(委員)

和解金を支払う際に、役員会などが開催されていると思う。その際に是正について議論をしているはず。会社としてどうしていくかは守秘義務ではないので説明が必要だと考える。

(2) プレゼンテーション

開始前に事務局より誓約書の内容に誤りがないか確認を実施

プレゼンテーション出席者

営業本部長 ■■氏

大阪運営課 ■■氏

■■氏

(アクティオ株式会社プレゼンテーション 20分)

(委員)

2022年の和解金の内容について説明をお願いしたい。

(アクティオ株式会社)

元従業員との訴訟についての和解金となる。大きなトラブルとなったということではなく、2,000人以上の雇用をしているため、お互いの働き方という中で、今回初めてこういった協議があり和解金を支払ったという内容。

(委員)

この件については2022年12月24日付の東京新聞に掲載されており、川崎市市民ミュージアムの学芸員を雇止めしたという件について和解金が1,500万円支払われているが、これについてはどう考えているか。

(アクティオ株式会社)

この訴訟については1審の(裁判所で)勝訴(原告の請求棄却)という答えはいただいている。協議をしていく中で、ご本人の考え方、我々の考え方を含めて、(裁判

所の) 提案に応じる形で和解をしている。詳細については、個人のことなので差し控えさせていただくが、関係職員へのヒアリングも実施した上で、歩み寄った形で和解している。

(委員)

この件については、社会的信用にも関わることなので、我々は非常に重視している。宝塚市の公民館ではこのようなことが起きないようにしていただきたい。

(アクティオ株式会社)

承知した。

(委員)

就業規定について説明をお願いしたい。

(アクティオ株式会社)

まず、公民館職員は契約社員、本社は正社員として雇用している。等級により賞与等を支給しており、福利厚生については、等級に関わらず支給対象となる。施設で勤務している職員に関しては、施設限定専門職及びエリア専門職として位置付けており、5年間の継続雇用を経て、希望者へ対しては無期雇用への転換を実施している。

就業規則については、膨大な量のためどの部分の詳細の説明が必要か教えていただきたい。

(委員)

本来は全て見せていただきたい。

(アクティオ株式会社)

本社への手続きが必要となるため、改めて提出させていただく。

(委員)

雇止めのことについて改善策は講じたのか。

(アクティオ株式会社)

2,000名を超える従業員を雇用しているため、統制をとれるよう就業規則を整えている。問題がある場合は注意や指導をしており、場合によっては研修を実施している。今回は最終的には和解という形になったが、問題があったからといってすぐに雇止めしているわけではなく、しっかり働いていただける環境を整え、管理運営を実施して参りたい。

(委員)

労働条件について事前に質疑させていただいた。一般的にはこういった質問に対しては、就業規則を提示いただけると認識しているが、それがなかったため不誠実だと感じた。

(アクティオ株式会社)

申し訳ない。

(委員)

給料についての資料があるが、一番安い時給はいくらか。
決算書を確認したいところ、受託金の引当金が少なくなっているが理由は何か。

(アクティオ株式会社)

新規雇用の場合は最低賃金からとなるが、今回は全員継続雇用の前提として作成したため、最低価格は970円となる。

大きな事業から撤退したことや、コロナの状況が続いたため、イベント事業での収支のバランスが取れずその補填となる。

(委員)

この引当金を使ったところはかなりあるのか。

(アクティオ株式会社)

1事業の収支としてマイナスになることも多少はあるが、ほぼないように取り組んでいる。外的な事情により指定管理事業についてもマイナスになることもある。全体的な経営状況としては安定している。

(委員)

利用者からの意見箱は設置しているのか。年間どのくらい意見や要望があるのか。また、具体的にはどのように対応しているのか。

(アクティオ株式会社)

社会教育課を通じてや意見箱へのご意見は月に1回程度。窓口へ直接がほとんどで頻繁にいただいている。こちらとしては、公民館のルールを知っている前提で話してしまい、利用者の怒りを招くケースもある。その際には、改めてルールを共に確認するようにしている。今回提案させていただいたモニターの設置についても、そこにルールを表示したいと考えている。多くいただくご意見については、常に聞く姿勢を持っていたいと考えている。

(委員)

全ての要望に応えるのは難しいと感じる。

(アクティオ株式会社)

例えば、アンケートで利用料金を安くしてほしいというお声があるが、他施設と比較すると安価のため、変更はしないが、使いたいと思っていただける環境を整えたいと考えている。特に夜間は稼働率が低いので、リカレント教育などにも焦点を当てて運営していきたいと考えている。

また、クレームはチャンスだと考えており、どちらかが完全に悪いというクレームはなく、我々のインプットが弱かったり、来館者の情報が薄かったりすることが多いため、施設のためになる良い意見はしっかりと聞き、取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

良い意見とは何か。具体的に教えていただきたい。

(アクティオ株式会社)

例えば、太鼓の練習をしたいというお申し出について、窓口ではお断りすることもあり、それがクレームとなった際には、試しに利用を許可し、他の利用者から苦情が出た場合はお断りすることもある旨説明をした。これは公民館の伝統的なお互い様の関係をつくっていただくよう対応をした。

(委員)

事業計画書49ページ、地域と連携しながら地域課題を解決していくことは重要だと考えているが、これまでまちづくり協議会等とのネットワーク連携がどの程度形成できているのか、今後どこまで実現可能かお聞きしたい。

(アクティオ株式会社)

まちづくり協議会や自治会連合会の会合などへ出向き、公民館をPRするほどのノウハウがないため実施はしていない。ただ、公民館を利用していただくなどのご縁はあるため、チャンスは逃さないように意識している。西公民館は地域密着が進んでいるため、まちづくり協議会や自治会、民生委員との繋がりが深い。こういった繋がりのきっかけを捉えて具体的な1つ1つの展開をしていこうという意味はある。中央公民館でもまちづくり関係の活動をしている団体と親交を深め、こういったことをしたいという提案に対して公民館の共催事業として開催したことがある。利用者としてのご縁が広がるようまちづくりへの志向を高めたいと考えている。

(委員)

私はどの公民館も遠く、使ったことがない。また、高齢化率が高い地域に住んでいるため、車を手放している方も多い。電車やバスなどの交通費をかけてでも行ってみたいと思えるような魅力的な事業展開をお願いしたい。また、高齢化率が高いため SNS などは使えず、スマートフォンを手放す方も多いため、公民館が何をしているかの情報が届かない。住んでいる高齢者が元気になるような事業をお願いしたい。

(アクティオ株式会社)

西谷地域へのアウトリーチ事業と同じ課題だと認識する。こちらから地域共同利用施設などへ出向いて事業を展開するほか、ご意見のとおり魅力的な事業を企画することも検討する。先ほど説明した PR での地域住民との関係性を密にすることで、出向きやすく、来館しやすい公民館となるようにしていきたい。

— 20分経過のため終了—

(事務局)

就業規則の件について、十分に確認ができなかったが、重要なことであるため、事務局から提案を行う。

- ① 申請者から後日就業規則を提出いただき、委員長一任で確認いただく。
- ② 今から少し時間をいただき、就業規則を全員に配布した上で、宝塚市市立公民館指定管理者選定要綱第9条に基づき、質疑応答を追加で実施する。
⇒全員で就業規則を確認し、質疑応答を実施する②に決定。

(追加での質疑応答)

(委員)

雇止めの件について、就業規則のどの部分に基づいてなのか。和解金1,500万円の根拠をお願いしたい。

(アクティオ株式会社)

第59条が基になっている。根拠については、就業するはずであった期間を基に算出しているがそれ以外の部分についての回答は、差し控えさせていただきたい。

(委員)

第59条の(1)と(2)のどちらなのか。

(アクティオ株式会社)

どちらも該当する。先ほどご説明したとおり、すぐに雇止めとするのではなく、注意(や指導)を実施している。

(委員)

どのような内容の注意（や指導）なのか。そこが重要だと考える。

(アクティオ株式会社)

施設で働いている方それぞれで様々な要件があり、回答は差し控えさせていただくが、就業規則に沿って対応した。この内容以上の回答が必要な場合は、会社として回答することとなる。

(委員)

会社としての回答をお願いします。

(委員)

労働条件の中で無期雇用の推奨があるが、現場の職員へ対して考えていることがあれば教えていただきたい。また、専門職への待遇として重視している点や区別していることがあれば教えていただきたい。

(アクティオ株式会社)

5年を迎える職員が多数在籍しているため、ご本人の希望を伺った上で無期雇用への転換を実施する。

社会教育主事については、特別手当の支給はしていない。今後社会教育主事の業務範囲が広がることで、業務量が増えるということがあれば、待遇について検討したい。補足として、館長及び館長代理については特別手当を支給している。

(3) 候補者の選定

(事務局)

雇止め件について、会社としての回答をいただくためには、当委員会などから正式な依頼文書を提出し、回答を待つことになるため時間を要することが想定される。また、この件（和解金も含む）が応募するに際し、欠格事項とは考えていない。プレゼンテーションの内容や質疑応答の内容を踏まえて、これからこういったことが期待できるのかを、審査票に基づき審議いただきたい。

採点いただき、結果をプロジェクターで投影し、改めて意見交換を実施後、最終採点を行う。

(採点)

(事務局)

アクティオ株式会の総評価点は、840点中、560点（66.6%）で最低必要

点504点を60%上回っている旨報告。

(委員)

一番低く点数を付けた。館長の対応は良かったが、本社の方の対応が悪く、任すことができないと感じた。

(委員)

事業計画書やプレゼンテーションの内容は問題なく理解していると感じた。評価表の4管理運営能力の5項目（当該施設または類似施設の適正な管理運営実績があるか）については、他施設で雇止めがあり、今回の説明の内容だと根拠づけるのに非常に迷った。実際の事業運営としては、素晴らしい内容だった。職員研修に関する取組については少し迷う部分があった。

(委員)

自分たちではできていると思っていることも、公民館が実施したアンケートでは違う結果になっているということを認識する必要があると感じた。

(委員)

公民館を利用したことはないが、せつかくある施設なので、市民生活をもっと豊かにしてほしいと感じた。お話を聞いて、期待ができると思う一方で、本社の方の答えられないという印象が良くなかった。どこを見て判断すれば良いか分からなかったが、未来を見据えて点数を付けた。

(事務局)

今回、貴重なご意見をいただき、今後の参考となることがたくさんあり、感謝申し上げます。答申書の作成をする際に、今後注意してほしいことなどを付帯意見とすることができる。

(委員)

審査票の項目ごとの得点率を参考に教えていただきたい。

(事務局)

上から69%、64%、69%、70%、68%、60%で一番低いものでも6割を超えている。

(2回目の採点)

(事務局)

(840点中) 551点(65.6%)であることをご報告する。

雇止めに対する和解金についての質疑回答については、本社や顧問弁護士の了承などが必要となることから長期化する可能性がある。この件については重要だと認識しているが、アクティオ株式会社がこれから宝塚市民に対してどういった運営を行うかという未来性が重要だと思うため、そこを基に審査いただき、事務局として事務を進めていきたい。

(委員)

9月市議会で(指定管理者が正式に)決定されるが、それ以前に本社から回答をいただきたい。

(事務局)

和解の内容は事務局では分からず、更に内容については守秘義務があるかもしれないため十分な回答が得られない可能性がある。

(委員)

裁判記録を閲覧することはできないか。

(事務局)

1審は可能であるが、和解(内容)は公開されない。和解とは当事者同士の協議のもとで行われ、和解金についても当事者同士で決定しているため、その妥当性を我々が協議し判断する立場ではないと考える。

(委員)

裁判の1審で出た結果については、法律に基づいて判決が出ている。就業規則では、契約期間は1年以内と記載がある。雇われる人はそれを見る(確認する)権利があるため、見ている(確認している)という前提となる。5年間雇用が続いたら、正社員(無期契約社員)に応募することができると記載もされているが、これも含めて裁判所は判断していると考えられる。そうすると法的には誤っていないと思う。日本の法律では(民事)裁判をする権利は誰にでもあり、例えば、正式に退職金を支払われていても、不服だと思えば訴えることができる。これで訴え続けると、(会社の)社会的信用を落とすことは可能である。両方に非があったとしても、裁判記録ではお互いの言い分が記載されているだけで表面的なことしか分からない。そうすると、判決を信じるしかなく、判決で(原告の請求が)棄却されているということは、訴えた側が負けたということ。これまで和解金を支払う事案を多く見てきたが、民間会社は利益を追いかけるものであるため、社会的信用に関わる事で、それ以上の損失が出てしまふとなれば、(裁判を)止めようとするのは当然のことである。今回がそういった内容のものか分からないが、定年までの雇用期間を考えたとしても1,500万円は

高いと感じる。和解条件の中に内容を公開しないと記載があれば、会社へ求めたとしても公開できないと考える。それでも公開してほしいということであれば、今回の応募者は降りていただくしかないと思う。誓約書の違反項目に該当するかどうかを判断するしかない。何度も言うが、裁判では（原告の請求が）棄却されているため何もなかったというのが法律の考え方であり、和解は当事者同士であるものなので別物として考えなければいけない。（今回応募者から）提出いただいた書類等から判断するしかないと考える。

（事務局）

本日は、選定委員の皆様にご審議いただき答申書を作成するところまでが必要となる。（雇止めや和解金など選定の）判断から除外する中身のご指摘と理解する。このことを共通認識としていただきたい。それでも（1審の）判決文は必要か。

（委員）

見ておく必要があると思う。

（事務局）

今すぐに提示ができないため、後日送付できるか確認させていただく。委員からのご意見のとおり、本委員会で和解金（雇止め）の件について、議論していくことは難しいと判断する。

（委員）

承知した。選定については委員会の判断に従う。ただし、宝塚市立公民館の指定管理者として、よりよい労働環境を願いたい。

（事務局）

付帯意見として労働条件について記載する。内容については議論いただきたい。

（4） 答申（案）について

（委員）

社会教育主事、公民館職員の研修について、具体的な計画を立てて実施を求める。

（事務局）

継続雇用と労働条件を適法遵守することという記載については、問題ないか。

（委員）

問題ない。

(事務局)

選定にあたって評価したことなどはあるか。

(委員)

現場での事業実施や計画については良かったと考える。また、財務基盤が安定していることも挙げてはどうか。市内で活動している団体と連携、交流に取り組むことについては、付帯意見としてあげたい。

(委員)

公民館のコンサートを聴きにいった際に音響設備が整っておらず、音が気になったという利用者の声を聞いた。

(事務局)

多様な事業展開は評価するが、今後工夫を凝らしてほしいなど記載することが可能である。

(委員)

公民館で実施している事業について、行きたいと思えるような広報をお願いしたい。今回ここに来て、熱い議論を聞き、普段使わない市民との意識の差がもったいなと感じた。私自身公民館を使いたいと思ったので、何をしているか知りたい。また、公民館に行くことが難しい人に対して、何か事業を企画してほしい。

3 その他

(事務局)

貴重なご意見感謝する。委員長とまとめた上、近日中に答申(案)を提示させていただく。(1審の)判決文については、市の総務課などにて確認の上、提示が可能であれば併せて送付させていただく。選定委員会の開催は本日を持って終了となるが、委員の皆様は、指定管理者が指定される日までとなっている。審査に使用した申請書類一式は回収するため机の上に置いたまままでお願いする。

(委員)

本日は長時間にわたりご審議いただき感謝する。

4 閉会

※閉会后、横浜地方裁判所川崎支部に本件の開示を求めたところ、当該支部に赴いての判決文の閲覧は可能ですが、コピー等や、電話にて内容の読み上げをしてもらうことについては許可いただけませんでした。

各委員へは、了解いただいています。